

株式売出目論見書

2025 年 2 月



この目論見書により行う株式2,475,287,110円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式370,930,200円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「売出価格等」という。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.tsuzuki.co.jp/ir/news/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出目論見書

売出価格 未定

都築電気株式会社

東京都港区新橋六丁目19番15号

目次

	頁
【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
第2 【売出要項】	2
1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	2
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	7
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	8
第三部 【参照情報】	8
第1 【参照書類】	8
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	11
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	11
第五部 【特別情報】	11
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	12
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	13
2025年3月期第3四半期連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2024年12月31日）の業績の概要	17
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	24

【表紙】

【会社名】	都築電気株式会社
【英訳名】	TSUZUKI DENKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉井 一典
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務経理統括部経理部長 中尾 昌之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務経理統括部経理部長 中尾 昌之
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 2,475,287,110円 オーバーアロットメントによる売出し 370,930,200円
	(注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2025年1月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2022年2月7日から2025年1月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

2022年2月7日から2022年3月31日については、2021年3月期有価証券報告書の2021年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2022年4月1日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年4月1日から2025年1月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2024年8月6日から2025年1月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2025年2月17日（月）から2025年2月19日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	920,900株	2,475,287,110	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 258,200株
			東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 257,600株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 236,100株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 169,000株

(注) 1 引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2 引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。

3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

4 売出価額の総額は、2025年1月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2 売出価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の終 値（当日に終値の ない場合は、その 日に先立つ直近日 の終値）に0.90～ 1.00を乗じた価格 （1円未満端数切 捨て）を仮条件と します。	未定 (注) 1、 2	2025年 2月20日(木) (注) 3	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国の 各支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町 一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区麹町 三丁目3番6 丸三証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2025年2月17日（月）から2025年2月19日（水）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定いたします。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「売出価格等」という。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.tsuzuki.co.jp/ir/news/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 株式の受渡期日は、2025年2月27日（木）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2025年2月14日（金）から2025年2月19日（水）までとしておりますが、実際の売出価格等の決定期間は、2025年2月17日（月）から2025年2月19日（水）までとしております。

したがって、

- ① 売出価格等決定日が2025年2月17日（月）の場合、申込期間は「2025年2月18日（火）」、受渡期日は「2025年2月25日（火）」
- ② 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、申込期間は「2025年2月19日（水）」、受渡期日は「2025年2月26日（水）」
- ③ 売出価格等決定日が2025年2月19日（水）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
SMB C日興証券株式会社	690,800株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	110,500株
みずほ証券株式会社	92,000株
丸三証券株式会社	27,600株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで（以下「申込証拠金の入金期間」という。）に当該申込受付場所へ入金するものとします。
- したがって、
- ① 売出価格等決定日が2025年2月17日（月）の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2025年2月18日（火） 至 2025年2月19日（水）」
 - ② 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2025年2月19日（水） 至 2025年2月20日（木）」
 - ③ 売出価格等決定日が2025年2月19日（水）の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2025年2月20日（木） 至 2025年2月21日（金）」
- となりますのでご注意ください。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
- 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	138,000株	370,930,200	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.tsuzuki.co.jp/ir/news/>）（新聞等）において公表します。なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2025年1月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	2025年 2月20日(木) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	SMB C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所	—	—

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで（申込証拠金の入金期間）に当該申込受付場所へ入金するものとします。申込証拠金の入金期間は前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される申込証拠金の入金期間と同一とします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われなない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMBC日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年2月17日（月）の場合、「2025年2月19日（水）から2025年3月19日（水）までの間」
 - ② 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、「2025年2月20日（木）から2025年3月21日（金）までの間」
 - ③ 売出価格等決定日が2025年2月19日（水）の場合、「2025年2月21日（金）から2025年3月21日（金）までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である株式会社麻生及び富士通株式会社は、SMBC日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行並びに従業員持株会ESOP信託、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に基づく当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

3 自己株式の消却について

当社は、2025年2月6日（木）開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2025年2月28日（金）付で当社普通株式1,200,000株の消却を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は、18,977,894株となります。

4 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注） 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第84期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度第85期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2025年2月6日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月26日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2025年2月6日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境、中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題について」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2025年2月6日までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境、中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題について」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2025年2月6日までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「2 事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境、中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題について」に記載されたものを除き、当該事項については2025年2月6日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(中略)

(2) 経営環境、中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題について

(中略)

③中期経営計画「Transformation 2026」

長期ビジョン達成に向け、2026年3月期までを「リソースをシフトし成長事業を軌道に乗せる」1stステージと位置づけ、中期経営計画「Transformation 2026」を策定いたしました。事業戦略とそれを支える財務戦略・経営基盤強化の施策を実行してまいります。(以下、削除)

中期経営計画の1年目にあたる当期の進捗は以下の通りです。

(後略)

2 事業等のリスク

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす様々なリスクの中で、重要なリスクとして認識しているものは以下に記載の通りであります。これらのリスクに対して、モニタリングとリスクの低減に努めておりますが、全てのリスクを完全に回避するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日（2024年9月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

リスク分類	リスク概要	対応策
事業環境・事業戦略等に関するリスク	<p>・事業環境に関するリスク</p> <p>情報サービス業界においては、急速な技術革新に伴う DX 対応といったお客さまニーズの変化や異業種からの新規参入等による競争激化など、迅速な対応が常に求められています。当社グループがこれらへの対応に遅れ、お客さまに提供している技術やノウハウ等の競争力が低下した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>最新の技術動向や高度化するお客さまのニーズを的確に把握することに努め、成長する領域に注力することで競争力の強化を図っております。また、当社グループの総合力によりお客さまの課題を解決することで、競合他社との差別化を図るとともに、提供するソリューションの陳腐化を防ぎ、競争優位性の向上に取り組んでおります。</p>
	<p>・特定取引先への依存に関するリスク</p> <p>当社グループは、富士通株式会社と経営上の重要な契約を締結し、お客さまに製品・サービス提供をしております。同社の経営方針の変更等により製品・サービスの提供方法や仕入条件の変更等が行われており、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>富士通株式会社との連携を密にして、同社の経営方針、パートナー戦略、動向変化等に適宜必要な対応を講じるよう努めております。また、同社への依存度を低減させるために、競争力のある仕入先との取引拡大や取扱い製品・サービスラインナップの拡充及び AI、IoT、クラウド型コンタクトセンターといった成長分野における独自ビジネスの拡販等を通じて、環境変化に強い事業基盤の構築に取り組んでおります。</p>
	<p>・ソフトウェア資産に関するリスク</p> <p>業務の効率化や有効なコミュニケーションツールなど、課題を解決するために開発したソフトウェア等を無形固定資産として維持管理しております。しかしながら、急速な環境変化や技術革新により新たなサービスが普及することでソフトウェアが陳腐化し、収益性が大きく低下する場合、資産価値について見直す必要があります。状況によっては減損の対象となり、業績に影響を与える可能性があります。</p>	<p>技術革新や新たなニーズの変化に対応すべく、最新情報の把握や分析に取り組み、ソフトウェア等の改善を進めております。</p> <p>また、こうした重要なソフトウェア投資の決定及び価値評価の見直しについては、予算委員会にて、定期的に市場動向、投下資本の回収実現性等を総合的に検討したうえで行っております。</p>
外部環境等に関するリスク	<p>大地震等の自然災害や感染症の流行等が発生した場合、事務所等の物的損害や人的被害等の直接的な被害に加え、社会インフラの毀損、サプライチェーンの停滞、サービスの提供遅滞等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時における災害対策本部設置体制の整備等によりリスク低減に努めております。</p> <p>また、従業員の安全確認・確保のため、安否確認システムや緊急連絡網の導入を行うとともに、在宅勤務や分散勤務等の事業継続に向けた環境整備に努めております。</p>
情報セキュリティに関するリスク	<p>・情報紛失・漏洩に関するリスク</p> <p>当社グループはお客さまの秘密情報や個人情報など様々な重要情報を取り扱っており、サイバー攻撃や不正アクセス等による情報の紛失、毀損、漏洩等が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>情報セキュリティ統括責任者を運営責任者とする情報管理体制を整備しております。また、情報セキュリティに関する全従業員研修やサイバーセキュリティ対策強化訓練の定期実施、情報セキュリティに関する遵守事項の全部門内での自己点検と内部監査による定期監査、ウイルス対策ソフト導入やソフトウェア更新による脆弱性解消等、さまざまなセキュリティ対策を講じることで安全性の確保に努めております。</p>

	<p>・提供システム等に対するサイバー攻撃に関するリスク</p> <p>多くのお客さまに対してもシステムや通信インフラ等を提供しており、これらがサイバー攻撃により何らかのダメージを受けた場合には、当社グループへの損害賠償請求又は改修費用の負担が発生する可能性があります。</p>	<p>サイバー攻撃対策指図書やガイドライン等のセキュリティ開発指図書を制定するとともに、従業員研修やお客さまシステムでインシデントが発生した場合の対応訓練を定期的実施するなど、さまざまなリスク低減策を講じております。</p>
信用リスク	<p>当社グループのお客さまに財務状況の悪化や経営破綻等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>与信管理規程に基づき、取引先ごとに回収条件・与信限度額を設定し、定期的に企業動向を調査し、与信額の見直しを行っています。</p> <p>また、回収遅延や信用不安が発生した場合は、債権回収管理基準に基づき、個別に債権回収、条件変更、担保・督促等の債権保全策を講じ、貸倒れリスクの低減に努めております。</p>
人材に関するリスク	<p>当社グループが求める優秀な人材の確保や育成が予定通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>新卒採用、キャリア採用の手法見直し、女性の積極採用などを強化するとともに、人材育成プログラムを通じた DX 人材の育成、パフォーマンス重視型の人事制度への見直し、社内風土改革、健康経営優良法人（ホワイト500）の認定取得、えるぼし認定取得など様々な人的資本を高める施策を通じて労働環境の整備や自律的なキャリア支援を図り、従業員のエンゲージメント向上に努めております。</p>
開発・構築案件に関するリスク	<p>システム開発やネットワーク構築等に係る受注案件では、仕様確定に関する不備、プロジェクト体制の問題、技術的な検証不足等の様々な想定外の事象の発生により、プロジェクトが予定された範囲、予算、納期及び品質で実施できず追加対応に伴うコストが増大する場合があります。そのような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>商談に至る前の商談審査会や見積り作成時の見積審査会といった審査会を開催することにより、リスクの明確化と対応策の検討及び開発工程管理や成果物等の品質管理の徹底に努めております。</p> <p>また、進行中のプロジェクトに関しても、状況把握のため、定期的な会議を開催することで、問題の早期発見・対策に取り組むとともに、プロジェクトから独立した部門がリスクの評価分析及びその結果に基づくプロジェクトの遂行に関する助言、勧告等を行っております。</p>

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

都築電気株式会社 本店
（東京都港区新橋六丁目19番15号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 都築電気株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 吉井 一典

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、株式会社東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
42,804百万円

(参考)

(2022年12月30日の上場時価総額)
東京証券取引所に 発行済株式総数
おける最終価格
1,297円 × 20,177,894株 = 26,170百万円

(2023年12月29日の上場時価総額)
東京証券取引所に 発行済株式総数
おける最終価格
2,252円 × 20,177,894株 = 45,440百万円

(2024年12月30日の上場時価総額)
東京証券取引所に 発行済株式総数
おける最終価格
2,815円 × 20,177,894株 = 56,800百万円

(注) 2023年12月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2023年12月29日の株式会社東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業の内容

当社グループは、2025年2月6日現在、当社、子会社6社、関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成されております。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、以下に記載のとおりです。

情報ネットワークソリューションサービス事業

◇情報ネットワークに係わる各種ソリューションの提案、構築、運用保守サービス
(ビジネスモデル)

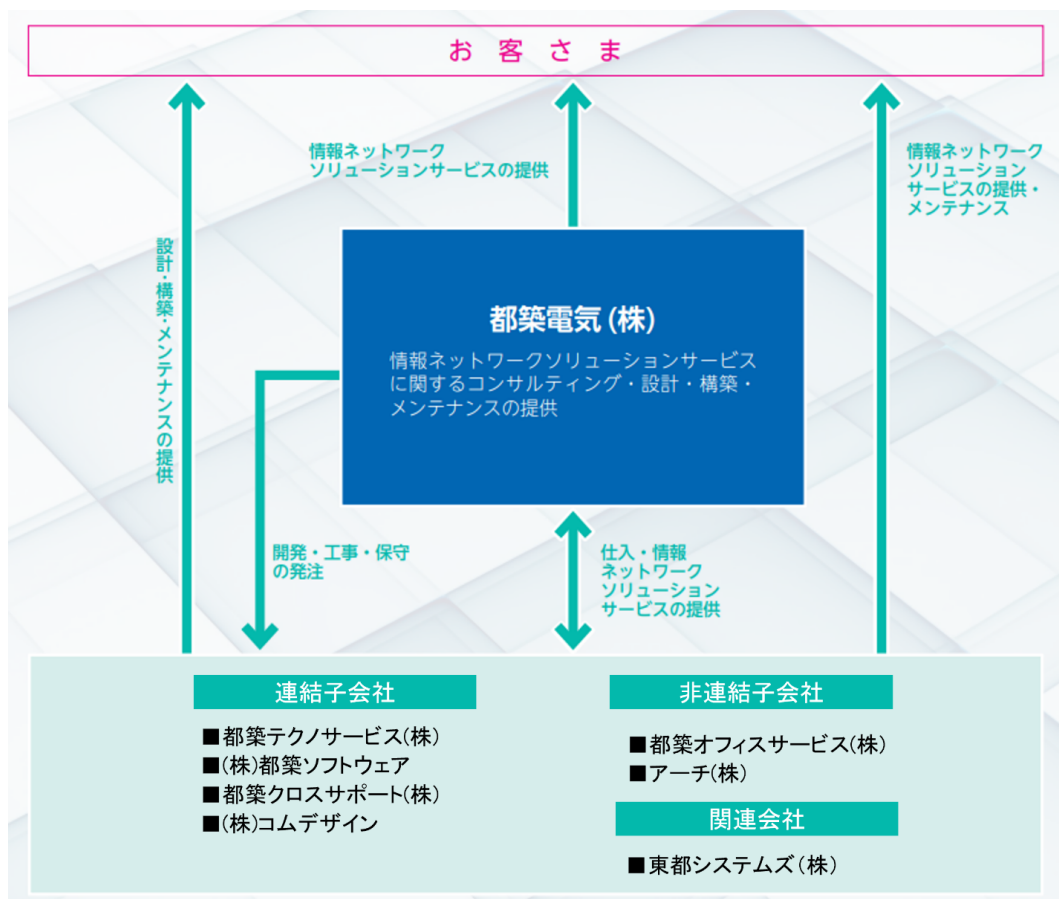
○機器 : 情報・通信機器の販売

○開発・構築 : コンサルティング、設計、開発、構築の技術提供

○サービス : 情報・通信機器、ソフトウェア等の運用・保守、クラウド等の月額サービスの提供

<主な関係会社> 都築テクノサービス㈱、㈱都築ソフトウェア、都築クロスサポート㈱、㈱コムデザイン

事業の系統図は次のとおりです。



2 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	125,366	120,004	119,316	123,899	124,856
経常利益 (百万円)	4,577	3,361	4,227	5,355	6,486
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,155	2,346	2,798	3,521	5,477
包括利益 (百万円)	1,633	2,157	2,806	2,965	6,895
純資産額 (百万円)	29,752	31,171	33,199	35,387	40,864
総資産額 (百万円)	77,448	76,200	79,226	83,207	81,066
1株当たり純資産額 (円)	1,706.19	1,760.87	1,853.68	1,950.05	2,241.85
1株当たり当期純利益 金額 (円)	182.10	134.06	158.47	197.48	304.75
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.4	40.6	41.5	42.0	49.8
自己資本利益率 (%)	10.8	7.7	8.8	10.4	14.5
株価収益率 (倍)	6.0	12.4	9.3	7.9	7.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,025	749	5,560	4,263	4,954
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8	△1,271	△4	39	15,466
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,950	△2,029	△2,413	△2,612	△2,613
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	18,456	15,927	19,130	20,845	38,684
従業員数 (名)	2,359	2,408	2,382	2,328	2,094

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。
- 2 連結会社における平均臨時雇用者数は、従業員数の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第82期の期首から適用しており、第82期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	110,732	106,518	91,045	82,590	85,990
経常利益 (百万円)	3,890	3,058	3,111	4,077	6,846
当期純利益 (百万円)	2,705	2,444	2,281	3,168	16,967
資本金 (百万円)	9,812	9,812	9,812	9,812	9,812
発行済株式総数 (千株)	22,177	20,177	20,177	20,177	20,177
純資産額 (百万円)	26,597	28,889	20,030	22,333	38,782
総資産額 (百万円)	67,826	65,978	54,523	54,539	70,007
1株当たり純資産額 (円)	1,525.26	1,644.47	1,130.37	1,246.27	2,151.98
1株当たり配当額 (円)	55.0	46.0	48.0	61.0	90.0
(内1株当たり中間配当額) (円)	(10.0)	(15.0)	(23.0)	(25.0)	(38.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	156.10	139.67	129.20	177.68	944.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.2	43.8	36.7	40.9	55.4
自己資本利益率 (%)	10.5	8.8	9.3	15.0	55.5
株価収益率 (倍)	7.0	11.9	11.5	8.8	2.5
配当性向 (%)	35.2	32.9	37.2	34.3	9.5
従業員数 (名)	1,510	1,522	1,335	1,295	1,239
株主総利回り (%)	135.7	206.6	191.4	208.3	309.8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	1,630	2,159	1,968	1,574	2,542
最低株価 (円)	850	1,019	1,341	1,215	1,493

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。
- 2 提出会社における平均臨時雇用者数は、従業員数の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 3 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、2020年6月24日から2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2020年6月23日以前は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第82期の期首から適用しており、第82期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2025年3月期第3四半期連結会計期間
(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)の業績の概要

2025年3月期第3四半期連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)に係る財務情報は以下のとおりであります。

なお、当該四半期財務情報は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されており、監査法人による四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書を受領しております。

また、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,696	35,147
受取手形、売掛金及び契約資産	21,038	15,591
電子記録債権	541	650
棚卸資産	3,649	6,778
その他	2,005	2,227
貸倒引当金	△2	△4
流動資産合計	65,929	60,389
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,580	1,604
減価償却累計額	△706	△765
建物及び構築物（純額）	874	838
機械装置及び運搬具	7	7
減価償却累計額	△6	△6
機械装置及び運搬具（純額）	1	1
土地	215	215
リース資産	2,343	1,822
減価償却累計額	△1,634	△1,273
リース資産（純額）	708	548
建設仮勘定	17	28
その他	1,235	1,377
減価償却累計額	△865	△976
その他（純額）	369	401
有形固定資産合計	2,187	2,034
無形固定資産		
リース資産	521	351
その他	1,765	2,114
無形固定資産合計	2,286	2,465
投資その他の資産		
投資有価証券	4,092	4,621
長期貸付金	20	16
退職給付に係る資産	2,221	2,395
繰延税金資産	3,450	3,382
その他	917	759
貸倒引当金	△39	△38
投資その他の資産合計	10,663	11,136
固定資産合計	15,137	15,636
資産合計	81,066	76,026

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,637	10,819
短期借入金	4,747	4,607
1年内返済予定の長期借入金	7	4,106
リース債務	605	489
未払法人税等	1,726	34
賞与引当金	2,416	1,269
受注損失引当金	—	162
その他	7,321	6,420
流動負債合計	28,462	27,910
固定負債		
長期借入金	4,104	—
リース債務	726	485
退職給付に係る負債	5,563	4,974
長期未払金	535	477
株式給付引当金	617	602
その他	192	258
固定負債合計	11,739	6,797
負債合計	40,202	34,707
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,812	9,812
資本剰余金	2,756	2,756
利益剰余金	29,705	29,621
自己株式	△2,043	△1,914
株主資本合計	40,230	40,276
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,944	2,335
退職給付に係る調整累計額	△1,773	△1,725
その他の包括利益累計額合計	171	610
非支配株主持分	462	432
純資産合計	40,864	41,318
負債純資産合計	81,066	76,026

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
売上高	93,013	65,298
売上原価	74,703	50,696
売上総利益	18,309	14,601
販売費及び一般管理費	14,371	12,201
営業利益	3,938	2,400
営業外収益		
受取利息	11	3
受取配当金	90	104
為替差益	40	—
受取保険金	3	72
保険配当金	0	—
その他	41	73
営業外収益合計	187	254
営業外費用		
支払利息	69	66
施設退去費用	34	—
社葬関連費用	—	17
賃貸借契約解約損	—	41
その他	30	10
営業外費用合計	133	134
経常利益	3,992	2,520
特別利益		
固定資産売却益	1,854	—
投資有価証券売却益	6	31
特別利益合計	1,860	31
特別損失		
固定資産除却損	16	6
投資有価証券評価損	33	—
ゴルフ会員権評価損	1	—
特別損失合計	51	6
税金等調整前四半期純利益	5,801	2,544
法人税等	1,477	718
四半期純利益	4,324	1,826
非支配株主に帰属する四半期純利益	136	89
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,187	1,736

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
四半期純利益	4,324	1,826
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	573	391
繰延ヘッジ損益	0	—
為替換算調整勘定	52	—
退職給付に係る調整額	134	47
その他の包括利益合計	761	439
四半期包括利益	5,086	2,265
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,949	2,176
非支配株主に係る四半期包括利益	136	89

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前年四半期の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報ネットワーク ソリューション サービス	電子デバイス	計		
売上高					
外部顧客への売上高	70,679	22,333	93,013	—	93,013
セグメント間の 内部売上高又は振替高	24	93	118	△118	—
計	70,704	22,427	93,131	△118	93,013
セグメント利益	3,423	487	3,910	27	3,938

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループの報告セグメントは、従来「情報ネットワークソリューションサービス」と「電子デバイス」の2つに区分して報告しておりましたが、電子デバイス事業を行うグループ会社4社の全株式を2024年1月9日に株式譲渡したため、「情報ネットワークソリューションサービス」の単一セグメントに変更しております。

この変更により、当社グループの報告セグメントは単一セグメントとなることから、当第3四半期連結累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	1,181百万円	1,034百万円
のれんの償却額	45	—

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2025年2月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

- 消却する株式の種類 当社普通株式
- 消却する株式の数 1,200,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合5.9%)
- 消却予定日 2025年2月28日
- 消却後の発行済株式総数 18,977,894株

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月6日

都築電気株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田尻 慶太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 資樹

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている都築電気株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

